

平成六年十二月二十二日受領
答 弁 第 六 号

内閣衆質一三一第六号

平成六年十二月二十二日

内閣総理大臣 村 山 富 市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員草川昭三君提出改造リコーダーに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員草川昭三君提出改造リコーダーに関する質問に対する答弁書

一について

文部省では、手や指に障害のある児童に対するリコーダーの指導方法や、手や指に障害のある児童のために開発又は改造されたリコーダー（以下「改造リコーダー」という。）について、指導的立場にある教員や教育委員会の指導主事を対象とする研修等において取り上げ、その参加者を通じて、新任の教員も含め、教育現場において広く理解が得られるよう努めてきたところである。

御指摘の初任者研修についても、その実施主体である都道府県及び指定都市の教育委員会に対して「心身障害児の理解」や「教材・教具の作成と活用の仕方」等の研修項目例を示しており、各教育委員会においては、これらの一環として、手や指に障害のある児童に対するリコーダーの指導方法や改造リコーダーについても取り上げることが望ましいと考える。

二について

手や指に障害のある児童に対するリコーダーの指導方法や改造リコーダーについては、各学校における指導計画の作成及び学習指導の参考に供するため文部省において作成している小学校音楽に関する教師向

け指導資料に、現在記載する方向で検討中である。